

公告

一般競争入札を実施しますので、入札参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和元年(2019年)7月9日

公益財団法人鎌倉風致保存会 理事長 兵藤 芳朗

1 一般競争入札に付する事項

工事名：登録有形文化財坂井家住宅洋館文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業
別紙「工事別発注概要書」のとおり。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、一般競争参加資格確認申請日から落札決定日までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 令和元年・2年度(2019・2020年度)の鎌倉市の入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された営業種目及び細目の登録を認められていること。
- (2) 有効な経営事項審査結果通知を受けていること。
- (3) 入札金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (8) 発注工種に係る建設業法第26条の主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (9) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (10) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

3 一般競争入札参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び一般競争入札参加資格確認に係る注意」を必ず確認のうえ、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書(様式は公益財団法人鎌倉風致保存会ホームページからダウンロードしてください。)を持参により申請してください。一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出をもって、別紙「誓約事項及び一般競争入札参加資格確認に係る注意」における誓約事項を誓約したものとみなします。

一般競争入札参加資格確認結果は、郵送にて通知します。

別紙「工事別発注概要書」のとおり。

4 設計図書の配布方法

- (1) 配布方法
公益財団法人鎌倉風致保存会事務局で配布します。
- (2) 配布期間

別紙「工事別発注概要書」のとおり。

(3) 配布する設計図書の取扱いについて

配布する設計図書はあくまで積算用のものですので、他の用途に使用しないでください。また、譲渡や再配布は禁止します。

5 現場確認

現場確認を希望される方は、「工事別発注概要書」にある設計図書配布期間内に担当までご連絡ください。

6 質問の方法

設計図書の内容についての質問は、「工事別発注概要書」にある質問受付期間内に質問書（様式は当会ホームページからダウンロードしてください。）に質問を記入のうえ、公益財団法人鎌倉風致保存会にFAX（0467-23-6631）にて送信してください。

なお、回答はFAXにて回答書を送信するとともに、当会ホームページにて公表します。

別紙「工事別発注概要書」のとおり。

7 入札

- (1) 入札は、公益財団法人鎌倉風致保存会2階事務室（鎌倉市扇ガ谷四丁目29番1号）にて行います。日時は、別紙「工事別発注概要書」のとおりです。
- (2) 入札書は、工事別発注概要書に記載した日時に公益財団法人鎌倉風致保存会事務局にて提出してください。
- (3) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
- (4) 入札執行回数は1回とします。ただし、入札不調の場合（開札の結果予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合）は、2回目の入札を行います。詳細は、「9 入札不調の場合」をご下下さい。
- (5) 代表者の代わりに代理者が入札を行う場合には、代表者からの委任状を提出してください。なお、入札を辞退される場合には、入札執行前に辞退届を提出してください。また、入札執行中に辞退される場合には、入札書に辞退と記入のうえ提出してください。
- (6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づく入札金額の内容を記載した書類（以下「入札価格内訳書」という。）は、入札書とともに提出してください。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者には、入札金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納付していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除とします。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に当会を被保険者とする入札保証保険契約を締結していること。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5箇年の間に鎌倉市、国、他の地方公共団体又は公法人与契約を締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められること。

9 入札不調の場合

入札（開札）結果が不調の場合、引き続き2回目の入札を行います。

10 最低制限価格制度

本入札は、最低制限価格制度を適用し、最低制限価格を下回る入札は失格となります。開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がいる場合でも、疑義申立期間中（「11 疑義申立」参照）は、落札決定を保留します。

11 疑義申立

- (1) 本入札に入札書を提出した者は、当会工事積算内訳書に疑義がある場合には、疑義申立期間中に当該内訳書の閲覧及び疑義申立ができます。
- (2) 疑義申立期間は、保留通知書の発行後から開札日の翌開札日の正午までとします。
- (3) 当会工事積算内訳書の閲覧を希望する場合は、積算内訳書の提出が必要となります。また、閲覧のうえ、疑義申立を行う場合には、「積算内訳確認申出書」の提出が併せて必要となります。
- (4) 疑義申立があった場合には、本入札の結果通知（落札決定又は入札の不調）が遅れる場合があります。
- (5) 疑義申立の結果、落札候補者に変更が生じる場合には、全ての入札書を無効（本入札を不調）とし、改めて入札を執行することとします。

※最低制限価格制度及び疑義申立の方法等、詳細については、鎌倉市ホームページをご確認ください。
(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiyaku/saiteiseigen.html>)

12 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内（最低制限価格以上）で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）について一般競争入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に、当該業者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。さらにその入札を無効とした場合は順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、当会積算に誤りがあった場合は、最終的に入札が無効となる可能性があります。ご了承ください。また、同額の入札があった場合は、同額の入札者の一般競争入札参加資格を審査した後にくじ引きを行います。なお、資格審査に要する書類提出後のくじ引きの辞退は認められません。

13 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に、2の一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をして行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、審査の結果談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札価格内訳書の提出がなかった入札
 - オ 入札価格内訳書の内容に不備があった入札
 - カ その他入札に関する条件に違反した入札

- (5) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (6) 入札が中止又は延期された場合において、その入札のために要した費用を当会に請求することはできません。
- (7) 前各号に定めるもののほか、各種法令及び鎌倉市契約規則の定めるところによります。